



『トーマツ チャイナ ニュース』

## 新連載

# ～中国企業会計準則シリーズ～ 第11回 金融商品の表示—改訂(その2)

なかむら つよし  
中国室 公認会計士 中村 剛

### 1. はじめに

今回は、前回に引き続き、2014年6月に改訂された「企業会計準則第37号—金融商品の表示」（以下、「改訂37号準則」）について解説します。

前回本誌2015年2月号「Vol.462（2014年12月号）」での解説のとおり、本37号準則の改訂はIAS第32号「金融商品：表示」とIFRS第7号「金融商品：開示」を強く意識した内容になっており、改訂37号準則とIAS第32号、IFRS第7号との対応

関係は、下表のとおりとなっています。今回は改訂37号準則の第1章から第5章までの前半部分（総則、金融負債と資本性金融商品の分類、特殊な金融商品の分類、収益及び自己株式、金融資産と金融負債の相殺）について解説しましたので、今回は第6章から第10章の後半部分、即ち、金融商品の財政状態と経営成績に対する影響の表示、金融商品から生じるリスクの開示、金融資産の譲渡の開示、移行規定、付則について解説します。

改訂37号準則		国際財務報告基準	
第2章～第5章	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融負債と資本性金融商品の分類</li> <li>●特殊な金融商品の分類</li> <li>●収益及び自己株式</li> <li>●金融資産と金融負債の相殺</li> </ul>	IAS第32号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●負債及び資本</li> <li>●複合金融商品</li> <li>●自己株式</li> <li>●利息、配当、損失及び利得</li> <li>●金融資産と金融負債の相殺</li> </ul>
第6章～第8章	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融商品の財政状態と経営成績に対する影響の表示</li> <li>●金融商品から生じるリスクの開示</li> <li>●金融資産の譲渡の開示</li> </ul>	IFRS第7号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財政状態及び業績に対する金融商品の重要性</li> <li>●金融商品から生じるリスクの内容及び程度</li> <li>●金融資産の譲渡</li> </ul>

### 2. 金融商品の財政状態及び経営成績に対する影響の表示

改訂37号準則では、金融商品の分類について、「企業会計準則第22号—金融商品の認識及び測定」（以下、22号準則）の分類に従っています。22号準則は、今回の2014年の一連の大改訂の対象では

なく、その金融商品の分類方法は、2005年時点のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を参考に作成されているため、IFRS第9号「金融商品」導入前の体系になっている点に留意が必要です。

以下、その前提で、金融商品の財政状態及び経営成績に対する影響の表示において定められている主要な開示要求項目を要約します。

区分	主要な開示要求事項
一般原則	財務諸表を作成する際に採用した金融商品に関する重要な会計方針、測定的基础や財務諸表の理解に関連する他の会計方針等の情報を開示しなければならない。
貸借対照表関連① 帳簿価額	貸借対照表又は関連する注記の中で、次の金融資産又は金融負債の帳簿価額を表示しなければならない。 (一) 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産。売買目的金融資産と当初認識時に公正価値をもって測定しかつその変動を損益に計上するものとして指定された金融資産とを区別する。 (二) 満期保有目的投資。 (三) 貸付金及び未収債権。 (四) 売却可能金融資産。 (五) 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融負債。売買目的金融負債と当初認識時に公正価値をもって測定しかつその変動を損益に計上するものとして指定された金融負債とを区別する。 (六) その他の金融負債。
貸借対照表関連② 貸付金或いは未収債権	貸付金或いは未収債権を、公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産に指定した場合、以下の情報を開示しなければならない。 (一) 企業の、当該貸付金又は未収債権の貸借対照表日における信用リスクに対する最大エクスポージャー。 (二) 関連するクレジット・デリバティブ又は類似する金融商品が、信用リスクに対する当該最大エクスポージャーを軽減する金額。 (三) 当期中の及び累計の、信用リスクの変動に起因する当該貸付金又は未収債権の公正価値の変動額。 (四) 当期中の及び当該貸付金又は未収債権の指定後の累計で発生した、関連するクレジット・デリバティブ又は類似の金融商品の公正価値の変動額。
貸借対照表関連③ 公正価値をもって測定する金融負債	特定の金融負債を、公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融負債に指定した場合、以下の情報を開示しなければならない。 (一) 当期中及び累計での、信用リスクの変動に起因する当該金融負債の公正価値の変動額。 (二) 当該金融負債の帳簿価額と契約満了日に契約の約定に基づいて支払わなければならない金額との差額。
貸借対照表関連④ 金融資産の分類変更	金融資産について分類変更を行い、当該金融資産の認識後の測定的基础を変更する場合、当該金融資産を分類変更する前後の公正価値又は帳簿価額、及び分類変更の理由を開示しなければならない。
貸借対照表関連⑤ 金融負債と資本性金融商品との間の分類変更	特殊な金融商品について、金融負債と資本性金融商品との間で分類変更した場合、企業は、それぞれについて分類変更前後の公正価値又は帳簿価額及び分類変更の日と理由を開示しなければならない。
貸借対照表関連⑥ 担保	負債又は偶発負債の担保として差し入れている金融資産の帳簿価額及び当該担保に関連する契約条件を開示しなければならない。
貸借対照表関連⑦ 減損損失引当金	独立した引当金勘定を設置し、信用損失により減損した金融資産をクラス毎に記録すると共に、減損損失引当金の期首残高、当期計上・当期戻入・当期取崩・当期償却の金額、その他変動金額及び期末残高等の情報を開示しなければならない。
貸借対照表関連⑧ 金融負債の情報開示	短期の未払債務以外の金融負債について、企業は、次の情報を開示しなければならない。 (一) 当期中に債務不履行となった金融負債の元本、利息、減債基金又は償還条件等の詳細。 (二) 債務不履行となっている金融負債の期末における帳簿価額。 (三) 財務報告が承認され外部に提供されるまでに、債務不履行について採用した解消措置、債務の条件に関する再交渉等の状況。
損益計算書関連	金融商品に関連する次の収益、費用、利得又は損失を開示しなければならない。 (一) 当期の全ての種類の金融資産と金融負債に係る利得又は損失。 (二) 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産又は金融負債を除く、実効金利法で計算する金融資産又は金融負債に係る金利収益・金利費用の総額、当期の損益に直接計上するが実効金利の決定時に含まれていない手数料収益及び支出。 (三) 企業が、他者の代理として信託や他の受託業務により資産を保有する、又は投資することにより形成される、当期の損益に直接計上する手数料収益及び支出。 (四) 既に減損した金融資産に係る金利収入。 (五) 金融資産のクラス毎の減損損失。

区分	主要な開示要求事項
ヘッジ取引関連① ヘッジの説明	各種ヘッジ取引に関する次の情報を開示しなければならない。 (一) 各種ヘッジの説明。 (二) ヘッジ手段の説明及びその期末の公正価値。 (三) ヘッジされるリスクの性質。
ヘッジ取引関連② キャッシュ・フロー・ヘッジ	キャッシュ・フロー・ヘッジ取引に関連する、次の情報を開示しなければならない。 (一) キャッシュ・フローの発生及びそれが損益に影響を及ぼすと予想される期間。 (二) 以前にヘッジ会計を用いて処理したが、発生しないと見込まれる予定取引の説明。 (三) 当期にその他の包括利益に認識された金額。 (四) 当期に所有者持分から損益計算書の各項目に組替えた金額。 (五) 当期に予定取引から発生した非金融資産又は非金融負債の当初認識時に所有者持分から振替えられた金額。
ヘッジ取引関連③ 利得又は損失	次のヘッジ会計に関連する情報を単独で開示しなければならない。 (一) 公正価値ヘッジの当期にヘッジ手段から生じた利得又は損失、及びヘッジ対象にヘッジされたリスクから生じた利得又は損失。 (二) キャッシュ・フロー・ヘッジの当期の非有効部分から生じた利得又は損失。 (三) 在外事業体に対する純投資ヘッジの非有効部分から生じた利得又は損失。
公正価値の開示① クラス別開示	金融資産及び金融負債のクラス毎に、帳簿価額と比較できるような方法で公正価値を開示しなければならない。
公正価値の開示② 公正価値を開示しないケース	活発な市場における相場価格がなく、かつその公正価値を信頼性をもって測定することができない等の理由で、公正価値に関する情報を開示しない場合、次の情報を開示しなければならない。 (一) 金融商品に関する説明とその帳簿価額、及び公正価値が信頼性をもって測定できないためにその公正価値の開示をしていない旨を説明。 (二) 金融商品の市場に関する情報。 (三) 企業がこれらの金融商品を処分する意思があるか否か及びその処分方法。 (四) 金融商品の認識を中止している事実、認識中止時の帳簿価額及び認識された利得又は損失。

### 3. 金融商品から生じるリスクの開示

改訂37号準則では、金融商品から生じるリスクについて、財務諸表の利用者が報告期末における金融商品から生じるリスクの内容と程度を評価し、企業のリスクに対するエクスポージャーをより良く評

価できるよう、各種金融商品のリスクに関連する定性的及び定量的情報を開示しなければならない、と定めています。また、その関連するリスクには、信用リスク、流動性リスク、市場リスク等が挙げられています。ここで、改訂37号準則に定める各種リスクの定義をまとめます。

項目	定義
信用リスク	信用リスクとは、金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者に財務的損失をもたらすリスクを指す。
流動性リスク	流動性リスクとは、企業が、現金又は他の金融資産を引き渡すことにより決済される債務を履行するにあたり、短期的な資金不足に直面するリスクを指す。
市場リスク	金融商品の市場リスクとは、市場価格の変動により金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクを指す。市場リスクには為替リスク、金利リスク、その他の価格リスクが含まれる。
為替リスク	為替リスクとは、金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが外国為替レートの変動によって変動するリスクを指す。為替リスクは、記帳本位通貨以外の外貨により評価を行う金融商品から生じる可能性がある。
金利リスク	金利リスクとは、金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが市場金利の変動により変動するリスクを指す。金利リスクは、認識済の利付金融商品や未認識の金融商品（例えば、ローン・コミットメント）に生じる可能性がある。
その他の価格リスク	その他の価格リスクとは、金利リスク又は為替リスクにより生じる変動以外の市場価格の変動により変動が生じるリスクを指す。

次に、これらのリスクに関する主要な開示要求項目を要約します。

項目	主要な開示要求事項
リスクに関する定性的情報	金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、次の定性的情報を開示しなければならない。 (一) リスクに対するエクスポージャー並びにそれが生じた理由及び当期中に生じた変化。 (二) リスク管理の目的・方針・手続、リスクを測定するために用いている方法及びこれらの当期中に生じた変化。
リスクに関する定量的情報	金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、クラス毎に次の定量的情報を開示しなければならない。 (一) 期末におけるリスクに対するエクスポージャーに関する定量的データの要約。 (二) 信用リスク、流動性リスク、市場リスクに関する情報。 (三) 期末におけるリスクの集中に関する情報。
信用リスク	信用リスクについて、企業は金融商品のクラス毎に、次の情報を開示しなければならない。 (一) 利用可能な担保又は信用補完を考慮に入れない状況において、貸借対照表日における企業の信用リスクに対する最大エクスポージャー。 (二) 利用可能な担保又は他の信用補完の情報及びそれが信用リスクに対する最大エクスポージャーに及ぼす財務的影響。 (三) 期日が経過しておらず減損もしていない金融資産の信用度に関する情報。 同時に、貸借対照表日における、期日を経過した又は減損した金融資産の次の情報をクラス毎に開示しなければならない。 (一) 期日が経過しているが減損していない金融資産の年齢分析。 (二) 当該金融資産が減損していると判定する際に考慮した要因を含む、個別に減損していると判定された金融資産の分析。
流動性リスク	流動性リスクについて、企業は、金融負債の残余期間に基づいて作成した満期分析及びこれら金融負債の流動性リスクを管理する方法を開示しなければならない。 (一) 非デリバティブ金融負債（金融保証契約を含む）の満期分析は、契約上の残余期間に基づき行わなければならない。 (二) デリバティブ金融負債について、契約上の満期がキャッシュ・フローの時期の理解の重要な要素である場合に、満期分析は、契約上の残余期間に基づき行わなければならない。
市場リスク	金融商品の市場リスクについて、企業は、企業全体を基礎として市場リスクに対する感応度分析を行い、次の情報を開示しなければならない。市場リスクには為替リスク、金利リスク、その他の価格リスクが含まれる。 (一) 貸借対照表日にさらされている各種市場リスクの感応度分析。 (二) 当期の感応度分析に用いた手法並びに仮定、及び、当期中の変更と理由。

#### 4. 金融資産の譲渡の開示

改訂37号準則では、金融資産が譲渡されたものの資産の一部又は全体の認識の中止がなされていない場合や、全体として認識が中止されたものの継続的関与がある場合には、一定の開示が要求されます。なお、開示が要求される場合とは、主に次の2つの場合をいいます。

- (一) 金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を、他者へ譲渡する場合。
- (二) 金融資産の全部又は一部を他者へ譲渡するが、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上

の権利を保持し、そのキャッシュ・フローを契約上の1名以上の受取人に支払う契約上の義務を負う場合。

ここに継続的関与とは、企業が、譲渡する金融資産に固有の契約上の権利もしくは義務を保持する場合、又は、譲渡した金融資産に関する新たな契約上の権利もしくは義務を獲得する場合を指します。一方、譲渡した金融資産の将来の運用成績に対するいかなる利益も享受せず、将来において譲渡した金融資産に関するいかなる支払も行う責任のない場合、企業は、継続的関与を形成しません。

以上の金融資産の譲渡に関して、改訂37号準則で開示が要求される主な内容は次の通りです。

項目	主要な開示要求事項
金融資産の譲渡に関する開示①	既に譲渡されたが、全体の認識が中止されるわけではない金融資産について、クラス毎に次の情報を開示しなければならない。 (一) 譲渡金融資産の内容。 (二) 所有権に係るリスク及び経済価値の内容。 (三) 譲渡金融資産と関連する負債との間の関係の内容、等。
金融資産の譲渡に関する開示②	譲渡した金融資産全体に対し認識を中止したが、譲渡人が譲渡金融資産に継続的関与する場合、少なくとも形態ごとに次の情報を開示しなければならない。 (一) 継続的関与することにより認識する資産と負債の帳簿価額と公正価値及び貸借対照表における表示項目。 (二) 継続的関与から生じる企業の損失への最大エクスポージャー及びその確定方法。 (三) 既に認識を中止した金融資産を買戻すために必要となる割引前キャッシュ・フロー又は、譲受人に支払うべきその他の金額、及びこれらのキャッシュ・フロー又は金額の満期分析、等。

## 5. 移行規定等

改訂37号準則の施行以前に存在した金融商品について、その会計処理が本準則の規定に合致しない場合には、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、遡及適用にて過年度の財務諸表を修正しなければなりません。また、外部に比較期間の財務諸表を

提供する際、会計方針の変更により生じた累計の影響額を、比較財務諸表の最も早い期間における期首の留保利益で修正し、影響する財務諸表の他の関連項目の数字も合わせて修正する必要があります。また、2014年度以降の期間の財務諸表において、改訂37号準則の要求に従い金融商品に関する開示を行わなければなりません。

(注) 改訂新企業会計準則「応用指南」については、現時点で、中国財政部などのインターネットでは開示されていませんが、以下のとおり、書籍として出版されており、内容として、改訂準則本文、応用指南、改訂準則本文の英語訳が含まれています。

「企業会計準則第2号－長期持分投資」  
 「企業会計準則第33号－連結財務諸表」  
 「企業会計準則第40号－共同支配の取決め」 (以上、経済科学出版社より出版)

「企業会計準則第9号－従業員給付」  
 「企業会計準則第41号－他の企業への関与の開示」  
 「企業会計準則第30号－財務諸表の表示」  
 「企業会計準則第37号－金融商品の表示」  
 「企業会計準則第39号－公正価値測定」 (以上、中国財政経済出版社より出版)

以上

「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は  
[www.deloitte.com/jp/email-magazines/](http://www.deloitte.com/jp/email-magazines/)よりお申込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略 カントリーデスク  
 〒108-6221 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟  
 TEL : 03-6720-8341 FAX : 03-6720-8346  
 e-mail: chinanews@tohatsu.co.jp

※禁無断転載